

○多治見市下水道条例

昭和44年9月27日条例第30号

改正

昭和48年12月22日条例第39号
昭和51年12月18日条例第41号
昭和52年3月26日条例第15号
昭和52年10月1日条例第33号
昭和57年3月9日条例第1号
昭和59年5月14日条例第19号
昭和63年3月10日条例第3号
平成元年3月30日条例第15号
平成3年9月30日条例第29号
平成4年3月24日条例第2号
平成7年12月27日条例第28号
平成8年12月20日条例第42号
平成9年3月25日条例第6号
平成12年12月19日条例第41号
平成14年3月27日条例第15号
平成16年3月24日条例第13号
平成17年9月28日条例第56号
平成18年3月28日条例第19号
平成22年3月24日条例第8号
平成22年6月28日条例第23号
平成22年9月29日条例第31号
平成24年9月28日条例第37号
平成25年9月30日条例第29号
平成25年12月24日条例第38号
平成26年3月24日条例第10号
平成29年12月25日条例第34号
平成30年9月27日条例第33号
平成30年9月27日条例第34号
令和2年9月30日条例第30号
令和4年3月24日条例第10号

多治見市下水道条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 公共下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理（第3条―第8条）
- 第3章 排水設備の設置等（第9条―第15条）
- 第4章 公共下水道の使用（第16条―第27条）
- 第5章 雑則（第28条―第37条）
- 第6章 罰則（第38条―第40条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 市の設置する公共下水道の構造の基準、管理及び使用については、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ

る。

- (1) 下水 法第2条第1号に規定する汚水又は雨水をいう。
- (2) 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- (3) 終末処理場 法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。
- (4) 規程 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。
- (5) 管理者 下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。
- (6) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備をいう。
- (7) 除害施設 法第12条第1項に規定する除害施設をいう。
- (8) 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。
- (9) 使用者 下水を公共下水道に排除してこれを使用する者をいう。
- (10) 定例日 多治見市水道事業給水条例（昭和33年条例第9号。以下「給水条例」という。）第3条第3号に規定する定例日をいう。
- (11) 使用月 給水条例第3条第4号に規定する使用月をいう。
- (12) 水道 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道をいう。
- (13) 給水装置 水道法第3条第9項に規定する給水装置をいう。
- (14) 特定施設 法第11条の2第2項に規定する特定施設をいう。

第2章 公共下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理

（公共下水道の構造の基準）

第3条 法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の基準は、次条から第7条までに定めるところによる。

（排水施設及び処理施設に共通する構造の基準）

第4条 排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第6条において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとしてすることができる。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規程で定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないように地盤の改良、可撓（とう）継手の設置その他の規程で定める措置が講ぜられていること。

（排水施設の構造の基準）

第5条 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 排水管内径及び排水渠（きょ）の断面積は、規程で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとしてすること。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
- (3) 暗渠（きょ）その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所において、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
- (4) 暗渠（きょ）である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠（きょ）の清掃上必要な箇所において、マンホールを設けること。
- (5) またはマンホールには、蓋（汚水を排除すべき蓋又はマンホールにあっては、密閉することができる蓋）を設けること。

（処理施設の構造の基準）

第6条 第4条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。

- (2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規程で定める措置が講ぜられていること。

（適用除外）

第7条 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
(2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

（終末処理場の維持管理）

第8条 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
(2) 沈砂池又は沈殿池のどろために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
(3) 急速ろ過法によるときは、ろ床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、ろ材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。
(4) 前3号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
(5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
(6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規程で定める措置を講ずること。

第3章 排水設備の設置等

（排水設備の接続方法及び内径等）

第9条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 合流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、公共下水道のますその他の排水施設（法第11条第1項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下この条及び次条において「公共ます等」という。）に固着させること。
(2) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあっては、公共ます等で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあっては、公共ます等で雨水を排除すべきものに固着させること。
(3) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法によらなければならない。
(4) 汚水のみを排除すべき排水管の内径は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠（きょ）の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力があるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口	排水管の内径
150人未満	100ミリメートル以上
150人以上300人未満	150ミリメートル以上
300人以上600人未満	200ミリメートル以上
600人以上	250ミリメートル以上

- (5) 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠（きょ）の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水又は雨水を含む下水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。

排水面積	排水管の内径
200平方メートル未満	100ミリメートル以上

200平方メートル以上 600平方メートル未満	150ミリメートル以上
600平方メートル以上	200ミリメートル以上

（公共下水道に直接接続しない排水施設の新設等）

第10条 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設（排水設備及び法第24条第1項の規定により、その設置について許可を受けるべき排水施設を除く。以下この条及び次条において同じ。）の新設等を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

- （1） 汚水は、公共ます等で汚水を排除すべきものに、雨水は公共ます等で雨水を排除すべきものに流入させるように設けること。
- （2） 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- （3） 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。

（排水設備等の計画の確認）

第11条 排水設備又は前条の排水施設（以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規程で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。ただし、市に排水設備等の設計を委託した場合において、その設計のとおりにより工事を実施するとき、又は市に排水設備等の新設等の工事を委託したときは、この限りでない。

- 2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て同項の規定による管理者の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を管理者に届け出ることをもって足りる。

（排水設備等の工事の実施）

第12条 排水設備等の新設等の工事（規程で定める軽微な工事を除く。以下この章並びに第33条第1項第4号並びに第38条第2号及び第3号において「排水設備等の工事」という。）は、管理者の指定を受けた者（以下「下水道工事指定店」という。）でなければ行つてはならない。

- 2 下水道工事指定店は、前条の規定により確認を受けた書類に基づいて工事を行わなければならない。

（排水設備等の工事の検査）

第13条 排水設備等の工事を行った下水道工事指定店は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内にその旨を管理者に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市の職員の検査を受けなければならない。

- 2 前項の検査をする職員は、同項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは当該排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。
- 3 前項の検査済証の様式は、規程で定める。

（下水道工事指定店の指定の申請）

第13条の2 第12条第1項の指定は、排水設備等の工事の事業を行う者の申請により行う。

- 2 第12条第1項の指定を受けようとする者は、規程で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。

- （1） 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- （2） 排水設備等の工事の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第13条の5第1項の規定によりそれぞれの事業所において専属することとなる責任技術者の氏名
- （3） 排水設備等の工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- （4） その他規程で定める事項

（下水道工事指定店の指定の基準）

第13条の3 管理者は、第12条第1項の指定の申請をした者が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- (1) 事業所ごとに、第13条の5第1項の規定により責任技術者として専属させることとなる者を置く者であること。
- (2) 規程で定める機械器具を有する者であること。
- (3) 岐阜県内に事業所がある者であること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 精神の機能の障害により排水設備等の工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 第13条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者

オ 法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

- 2 管理者は、第12条第1項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。

(下水道工事指定店の指定の更新)

第13条の4 第12条第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 前2条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

(下水道排水設備工事責任技術者)

第13条の5 下水道工事指定店は、事業所ごとに、第3項各号に掲げる職務をさせるため、下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）を専属させなければならない。

- 2 責任技術者は、岐阜県下水道協会（以下「協会」という。）に登録され、協会から下水道排水設備工事責任技術者証の交付を受けた者でなければならない。
- 3 責任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

(1) 排水設備等の工事に関する技術上の管理

(2) 排水設備等の工事に従事する者の技術上の指導監督

(3) 排水設備等の工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していることの確認

- 4 排水設備等の工事に従事する者は、責任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(下水道工事指定店証)

第13条の6 管理者は、下水道工事指定店として指定を行った工事の事業を行う者に対し、下水道工事指定店証（以下「工事指定店証」という。）を交付する。

- 2 下水道工事指定店は、工事指定店証を事業所の見やすい場所に掲げなければならない。
- 3 下水道工事指定店は、第13条の11の規定により指定を取り消され、又は指定の効力を一時停止されたときは、遅滞なく管理者に工事指定店証を返納しなければならない。
- 4 前3項に規定するもののほか、工事指定店証の書換え交付、再交付に関し必要な事項は、規程で定める。

(変更の届出等)

第13条の7 下水道工事指定店は、事業所の名称及び所在地その他規程で定める事項に変更があったとき、第13条の3第1項第1号、3号若しくは4号（ア、イ若しくはオに限る。）に該当しなくなったとき又は排水設備等の工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、規程で定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

(下水道工事指定店の責務及び遵守事項)

第13条の8 下水道工事指定店は、下水道に関する法令、条例及び規程並びに工事に関するその他の

法令が定めるところに従い適正に排水設備等の工事を施行しなければならない。

（責任技術者の立会い）

第13条の9 管理者は、第13条第1項の規定による排水設備等の工事の検査を行うときは、当該工事を施行した下水道工事指定店に対し、当該工事に係る責任技術者を検査に立ち会わせることを求めることができる。

（報告又は資料の提出）

第13条の10 管理者は、下水道工事指定店に対し、当該下水道工事指定店が施行した排水設備等の工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

（指定の取消し又は一時停止）

第13条の11 管理者は、下水道工事指定店が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条第1項の指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

- （1） 第13条の3第1項各号のいずれかに適合しなくなったとき。
- （2） 第13条の5第1項の規定に違反したとき。
- （3） 第13条の7の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- （4） 第13条の8に規定する下水道工事指定店の責務及び遵守事項に従った適正な排水設備等の工事の施行ができないと認められるとき。
- （5） 第13条の9の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- （6） 前条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- （7） その施行する排水設備等の工事が、下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
- （8） 不正の手段により第12条第1項の指定を受けたとき。

2 第13条の3第2項の規定は、前項の場合に準用する。

（分担金）

第14条 管理者は、市街化調整区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化調整区域をいい、平成18年1月23日に土岐郡笠原町から編入された区域を除く。）内において公共下水道に汚水を排除すべき排水設備（以下この条において「汚水排水設備」という。）を所有する者（以下「所有者」という。）から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、下水道分担金（以下「分担金」という。）を徴収する。ただし、汚水排水設備が市街化区域（都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域をいう。）内に所在するとみなした場合に、地方税法（昭和25年法律第226号）第702条の2（同条第2項に規定する同法第351条に該当する場合を除く。）又は多治見市都市計画税条例（昭和31年条例第14号）第6条の規定により都市計画税（地方税法第702条第1項に規定する都市計画税をいう。）が課されないこととなる土地又は家屋に係る所有者からは徴収しない。

2 分担金の額は、汚水排水設備1基につき21万円とし、10年に分割して徴収するものとする。

3 分担金の納期、徴収の方法その他分担金の徴収に関し必要な事項は、規程で定める。

4 第2項の規定にかかわらず、都市計画税が賦課されたとき、又は汚水排水設備が撤去されたときは、当該賦課又は撤去の日以後に到来する納期に係る分担金は、徴収しない。

5 前項の規定にかかわらず、同項の汚水排水設備の撤去の日以後に当該汚水排水設備に係る土地に汚水排水設備が新設されたときは、21万円から当該土地に係る汚水排水設備の分として既に納付した分担金の額を減じた額を徴収する。当該土地と同一の土地であると管理者が認める場合も、同様とする。

（所有者に変更があった場合の取扱い）

第15条 所有者に変更があった場合において、当該変更に係る当事者の双方がその旨を管理者に届けたときは、新たに所有者となった者は、従前の所有者の地位を承継するものとする。ただし、前条の規定により賦課された分担金のうち、当該届出の日までに納期の到来している分担金については、従前の所有者が納付するものとする。

第4章 公共下水道の使用

（特定事業場からの下水の排除の制限）

第16条 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、次に定める基準に適合しない水

質の下水を排除してはならない。

- (1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満
 - (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
 - (3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
 - (4) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満
 - (5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
 - (6) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満
 - (7) 燐(りん)含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満
- 2 製造業又はガス供給業に係る特定事業場から公共下水道に排除される下水に係る前項第1号から第4号まで、第6号及び第7号の規定については、管理者が必要と認めたときは、同項第1号中「380ミリグラム」とあるのは「125ミリグラム」と、同項第2号中「5を超え9未満」とあるのは「5.7を超え8.7未満」と、同項第3号及び第4号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」と、同項第6号中「240ミリグラム未満」とあるのは「150ミリグラム未満」と、同項第7号中「32ミリグラム未満」とあるのは「20ミリグラム未満」とすることができる。
- 3 特定事業場から排除される下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定による環境省令により、当該下水について第1項各号に掲げる項目に関し当該各号に定める水質（前項の規定が適用される場合にあっては、同項に定める水質）より緩やかな水質の排水基準が適用されるときは当該下水に係る第1項に規定する水質の基準は、前2項の規定にかかわらず、その排水基準とする。

（除害施設の設置）

第17条 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

- (1) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。
 - (2) 温度 45度未満
 - (3) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満
 - (4) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
 - (5) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
 - (6) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満
 - (7) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
 - (8) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満
 - (9) 燐(りん)含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満
 - (10) 沃(よう)素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満
 - (11) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、水質汚濁防止法の規定による岐阜県条例により、当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。） 当該排水基準に係る数値
- 2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から公共下水道に排除される下水に係る前項第2号から第6号まで、第8号及び第9号の規定については、管理者が必要と認めたときは、同項第2号中「45度未満」とあるのは「40度未満」と、同項第3号中「380ミリグラム」とあるのは「125ミリグラム」と、同項第4号中「5を超え9未満」とあるのは「5.7を超え8.7未満」と、同項第5号及び第6号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」と、同項第8号中「240ミリグラム未満」とあるのは「150ミリグラム未満」と、同項第9号中「32ミリグラム未満」とあるのは「20ミリグラ

ム未滿」とすることができる。

3 前2項の規定は、規程で定める項目に係る水質の下水で規程で定める量のものについては適用しない。

4 第1項の規定により除害施設を設けなければならない者は、あらかじめ規程で定めるところにより、管理者に届け出なければならない。その届出に係る事項を変更するときも同様とする。

(水質管理責任者制度)

第18条 除害施設又は特定施設を設置した者は、規程で定めるところにより、その維持管理に関する業務を行う水質管理責任者を選任し、遅滞なく、その旨を管理者に届け出なければならない。

(排除の停止又は制限)

第19条 管理者は、公共下水道への排除が次のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。

- (1) 公共下水道を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 公共下水道の機能を阻害するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が管理上必要があると認めるとき。

(し尿の排除の制限)

第20条 使用者は、し尿を公共下水道に排除するときは、水洗便所によってこれをしなければならない。

(管理人の選定)

第21条 次のいずれかに該当する場合は、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 共用の給水装置を使用するとき。
 - (2) 井戸を共用するとき。
 - (3) 給水条例第26条の2に規定する認定を受けようとするとき。
 - (4) その他管理者が必要と認めたとき。
- 2 給水条例第6条の規定による届出がされたときは、前項の届出がされたものとみなす。
- 3 管理者は、管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(使用開始等の届出)

第22条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者(当該使用者に係る管理人があるときは、その管理人)は、規程で定めるところにより、遅滞なく、その旨を管理者に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合は、この限りでない。

2 給水条例第22条の規定による届出がされたときは、前項の届出がされたものとみなす。

(悪質下水の排除の開始等の届出)

第23条 使用者は、下水道法施行令第9条第1項第4号に該当する水質又は同令第9条の10若しくは同令第9条の11第1項第3号、第4号若しくは第2項各号に定める基準に適合しない水質の下水(以下「悪質下水」という。)の排除を開始しようとするときは、あらかじめ、当該悪質下水の量及び水質を規程で定めるところにより、管理者に届け出なければならない。

2 前項の使用者は、同項の届出に係る悪質下水の量若しくは水質を変更し、その排除を休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその排除を再開しようとするときは、あらかじめ規程で定めるところにより、管理者に届け出なければならない。

(使用料の徴収)

第24条 公共下水道の使用について、使用者又は管理人から使用料を徴収する。

2 使用料は、使用者が1の使用月に排除した汚水の量の10立方メートル以下の部分は基本料金により、10立方メートルを超える部分は従量料金による。

3 使用料は、毎使用月における公共下水道の使用について、納入通知書又は口座振替の方法により徴収する。

4 使用料は、毎使用月の末日の属する月の翌々月の末日(12月の場合は、同月25日)までに納入しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、公共下水道の使用を休止又は廃止した場合にあっては、休止又は廃止した日を末日とする計量期間(給水条例第27条の2第1項に規定する計量期間をいう。)に含まれる使用月の料金は、休止又は廃止した日の属する月の翌月(1の定例日前から継続して使用してい

る場合であって、当該定例日の属する月の当該定例日後かつ同月末日までの間に休止又は廃止したときにあっては翌々月）の末日（12月の場合は同月25日）を納期限とする。

- 6 第3項の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため、公共下水道を使用する場合、その他公共下水道を一時使用する場合において必要と認めるときは、管理者は、使用料を前納させることができる。この場合において使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったとき、その他管理者が必要と認めたときに行う。

（使用料の算定方法）

第25条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算定した額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき消費税が課される額に同法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額と当該乗じて得た額に地方税法第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合算額（この額に1円未満の端数があるときは、当該端数は切り捨てる。）をいう。以下同じ。）を加算して得た額とする。

- 2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。

（1） 水道水を使用した場合は、給水条例の規定により算定した水道の使用水量とする。ただし、本市水道以外の水道水を使用した場合は、給水条例の例により算定した当該水道水の使用水量とする。

（2） 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は、使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。

（3） 氷雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、前回の定例日の翌日から定例日までに公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、当該定例日の属する月の末日（定例日以外の日に公共下水道の使用を休止又は廃止した場合にあっては、休止又は廃止した日の属する月の末日）までに管理者に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、管理者は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

- 3 管理者は、前項の規定により使用水量を認定するため必要があると認めたときは、適当な場所に計量のための装置を取り付けることができる。この場合において、当該使用者は、善良な管理者の注意をもってこの装置を管理し、使用者の責めに帰すべき事由によりその装置を滅失し、又は損傷したときは、市にその損害を賠償しなければならない。

- 4 第1項の規定にかかわらず、管理者は、処理のため特に多額の費用を要すると認める汚水に対しては、別表に定める額の5倍を超えない範囲において使用料の額を定めることができる。

第26条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合における使用料の算定は、給水条例第26条第2項の例によるものとする。

（1） 給水条例第4条第2号に規定する共同専用給水装置を使用するとき。

（2） 給水条例第3条第2号に規定する共同住宅において井戸水を共用するとき。

（資料の提出）

第27条 管理者は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

第5章 雑則

（行為の許可）

第28条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる図面を添付して管理者に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

（1） 施設又は工作物その他の物件（排水設備を除く。以下「物件」という。）を設ける場所を表示した平面図

（2） 物件の配置及び構造を表示した図面

（3） 物件を設ける公共下水道の配置及び構造を表示した図面

- 2 前項の申請書の様式は、規程で定める。

（許可を要しない軽微な変更）

第29条 法第24条第1項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施

設を損傷するおそれのない物件で同項の許可を受けて設けた物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であって、同項の許可を受けた者が当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に付随して行うものとする。

（占用）

第30条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下この条において「占用物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、占用許可願を提出して管理者の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

2 管理者は、前項の占用の許可を受けた者から、占用料を徴収する。ただし、次に掲げる占用物件については、この限りでない。

- （1） 公共下水道に下水を排除することを目的とする占用物件
- （2） 道路法（昭和27年法律第180号）第39条第2項ただし書に規定する事業に係る占用物件
- （3） 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件

3 前項の占用料の額及び徴収方法については、多治見市道路占用料徴収条例（昭和28年条例第4号）の規定を準用する。ただし、雨水管渠（きょ）に占用物件を設けた場合については、多治見市河川法施行細則（昭和50年規則第21号）の規定を準用する。

（原状回復）

第31条 前条第1項の占用の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当であると管理者において認めたときは、この限りでない。

2 管理者は、前条第1項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

（設計の委託）

第32条 市は、排水設備等の新設等を行おうとする者の委託があったときは、その設計を行うことができる。

2 前項の設計委託をしようとする者は、申請書を管理者に提出しなければならない。

（手数料）

第33条 手数料は、次に定めるところにより、当該事務に係る申請者から、申請の際にこれを徴収する。

- （1） 下水道工事指定店の指定 1件につき 5,000円
- （2） 下水道工事指定店の指定の更新 1件につき 5,000円
- （3） 排水設備等の設計の委託 施行工事の見積価格の100分の5以内に相当する金額
- （4） 排水設備等の工事の検査 1件につき 1,000円

2 既納の手数料は、返還しない。

（使用料等の督促）

第34条 管理者は、この条例及び法の規定により徴収する使用料その他の収入を納期限までに納付しない者があるときは、当該納期限から20日以内に、督促状を発行するものとする。

2 分担金、占用料又は手数料（以下「分担金等」という。）に関して督促状を発行した場合は、1通につき100円の督促手数料を徴収する。

3 分担金等に関して督促をした場合は、当該分担金等の金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額に年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収するものとする。

4 前項の延滞金の計算の基礎となる分担金等の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその分担金等の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

5 第3項の延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

（減免）

第35条 管理者は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、この条例で定める使用料又は占用料を減免することができる。

2 管理者は、次のいずれかに該当するときは、分担金を減免することができる。

(1) 所有者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けているとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、管理者が特に必要と認めるとき。

3 第33条第4号の手数料は、法第9条の規定により公示された下水道の処理を開始すべき日から3年間これを免除する。

(分担金の徴収猶予)

第36条 管理者は、次のいずれかに該当するときは、分担金の徴収を猶予することができる。

(1) 所有者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、所有者が当該分担金を納付することが困難であるため徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、管理者が特に必要と認めるとき。

(委任)

第37条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第11条第1項又は第2項の規定による確認を受けないで排水設備等の工事を実施した者

(2) 第12条の規定に違反して排水設備等の工事を実施した者

(3) 排水設備等の工事を行って第13条第1項の規定による届出を同項に規定する期間に行わなかった者

(4) 第16条、第17条又は第20条の規定に違反した使用者

(5) 第22条又は第23条の規定による届出を怠った者

(6) 第27条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者

(7) 第31条第2項の規定による指示に従わなかった者

(8) 第11条第1項、第28条又は第32条第2項の規定による申請書又は書類、第11条第2項本文、第22条又は第23条の規定による届出書、第25条第2項第3号の規定による申告書又は第27条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者

第39条 偽りその他不正な手段により使用料又は占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

第40条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。

附 則

1 この条例は、建設大臣の公共下水道事業の認可のあった日から施行する。

2 第25条第1項に規定する別表は、法第9条の規定による供用開始の公示の日前6月を超えない範囲内において条例で定めるものとする。

3 当分の間、第34条第3項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

4 笠原町の編入の日（以下「編入日」という。）前に笠原町下水道条例（平成12年笠原町条例第15号。以下「旧町の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

5 編入日前に旧町の条例第8条第2項の規定により交付された検査済証は、第13条第2項の規定に

より交付された検査済証とみなす。

- 6 編入日前に旧町の条例第12条の規定により選任された除害施設管理責任者は、第18条の規定により選任された水質管理責任者とみなす。
- 7 編入日前に旧町の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料及び占用料の取扱いについては、旧町の条例の例による。
- 8 旧笠原町の区域内における第25条第1項の規定の適用に当たっては、編入日の属する使用月の翌使用月分の使用料から適用し、編入日の属する使用月分の使用料については、旧町の条例の例による。
- 9 附則第7項の規定による使用料及び占用料に係る延滞金のうち、編入日前の期間に対応するものの額の算定については、第34条第4項及び第5項並びに附則第3項の規定にかかわらず、旧町の条例の例による。
- 10 編入日前にした旧町の条例に違反する行為に対する罰則の適用については、旧町の条例の例による。

附 則（昭和48年12月22日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年12月18日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日の属する使用月分の使用料から適用する。

附 則（昭和52年3月26日条例第15号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の多治見市下水道条例第13条の2の規定は、昭和52年4月1日の属する使用月分の使用料から適用する。

附 則（昭和52年10月1日条例第33号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律（昭和51年法律第29号）附則第2条第1項に規定する下水については、この条例の施行の日から昭和52年10月31日（当該下水が下水道法施行令の一部を改正する政令（昭和51年政令第320号）附則第2項で定める施設に係る特定事業場から排除されるものにあつては、昭和53年4月30日）までの間は、この条例による改正後の多治見市下水道条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定により、なお従前の例によることとされる事項に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和57年3月9日条例第1号）

- 1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。（昭和57年規則第6号により、昭和57年4月1日から施行）
- 2 この条例による改正後の多治見市下水道条例（以下「新条例」という。）第12条第2項の規定は、施行日の属する月分の使用料から適用し、施行日の属する月の前月分までの使用料については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表の規定は、施行日の属する月の翌月分の使用料から適用し、施行日の属する月分までの使用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年5月14日条例第19号）

- 1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。（昭和59年規則第23号により、昭和59年7月1日から施行）
- 2 この条例による改正後の多治見市下水道条例別表の規定は、施行日の属する月の翌月分の使用料から適用し、施行日の属する月分までの使用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年3月10日条例第3号）

- 1 この条例は、昭和63年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の多治見市下水道条例別表の規定は、施行日の属する月の翌月分の使用料から適用し、施行日の属する月分までの使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成元年3月30日条例第15号）

- 1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。（平成3年規則第42号

により、平成3年11月1日から施行)

- 2 この条例による改正後の多治見市下水道条例(以下「新条例」という。)第13条第1項及び第13条の2第1項の規定は、施行日の属する月の翌月分の使用料から適用し、施行日の属する月分までの使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日から施行日の属する月の末日までの間に初めて公共下水道の使用を開始した者に係る使用料については、新条例第13条第1項及び第13条の2第1項の規定は、施行日の属する月分の使用料から適用する。

附 則(平成3年9月30日条例第29号)

- 1 この条例は、平成3年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この条例による改正後の多治見市下水道条例(以下「新条例」という。)別表の規定は、施行日の属する月の翌月分の使用料から適用し、施行日の属する月分までの使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日から施行日の属する月の末日までの間に初めて公共下水道の使用を開始した者に係る使用料については、新条例別表の規定は、施行日の属する月分の使用料から適用する。

附 則(平成4年3月24日条例第2号)

- 1 この条例は、平成4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 施行日前において多治見市都市下水路条例(昭和54年条例第19号)第8条の規定により受けた占用の許可で当該占用期間の終了の日が施行日以後であるものについては、この条例による改正後の多治見市下水道条例(以下「改正後の条例」という。)第17条の規定により受けた許可とみなす。
- 3 改正後の条例第17条第3項の規定は、施行日以後に交付する納入通知書に係る占用料から適用する。

附 則(平成7年12月27日条例第28号)

この条例は、平成8年1月1日から施行する。

附 則(平成8年12月20日条例第42号)

- 1 この条例は、平成9年6月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、施行日の属する月の翌月分の使用料から適用し、施行日の属する月分までの使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日から施行日の属する月の末日までの間に初めて公共下水道の使用を開始した者に係る使用料については、改正後の別表の規定は、施行日の属する月分の使用料から適用する。

附 則(平成9年3月25日条例第6号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成9年4月1日から施行する。(後略)

(多治見市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 改正後の多治見市下水道条例第13条第1項の規定は、平成9年5月分の使用料から適用し、同年4月分までの使用料については、なお従前の例による。

- 2 前項の規定にかかわらず、平成9年4月1日から同月30日までの間に初めて公共下水道の使用を開始した者に係る使用料については、改正後の多治見市下水道条例第13条第1項の規定は、同年4月分の使用料から適用する。

附 則(平成12年12月19日条例第41号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成14年3月27日条例第15号)

- 1 この条例は、平成14年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、施行日の属する使用月の翌使用月分の使用料から適用し、施行日の属する使用月分までの使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成16年3月24日条例第13号)

- 1 この条例は、平成16年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 改正後の第7条の2及び第7条の3の規定は、施行日以後に新設又は増設に係る工事に着手された汚水を排除すべき排水設備を所有する者について適用し、施行日前に新設又は増設に係る工事に

着手された汚水を排除すべき排水設備を所有する者については、なお従前の例による。

附 則（平成17年 9 月28日条例第56号）

- 1 この条例は、平成18年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 2 条の規定は、同月23日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、施行日の属する使用月の翌使用月分の使用料から適用し、施行日の属する使用月分までの使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第20条の規定は、平成18年 1 月23日以後に申込があった者に係る手数料から適用し、同日前に申込があった者に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成18年 3 月28日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年 3 月24日条例第 8 号）

- 1 この条例は、平成22年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の多治見市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第17条第 1 項の規定及び多治見市下水道条例第13条の 2 第 1 項の規定は、施行日の属する月分の使用料から適用し、施行日の属する月の前月分までの使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成22年 6 月28日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の多治見市下水道条例の規定は、平成22年度の下水道分損金から適用する。

附 則（平成22年 9 月29日条例第31号）

この条例は、区域区分に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定に基づき、岐阜県が行う都市計画の変更の告示の日から施行する。

附 則（平成24年 9 月28日条例第37号）

- 1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - （1） 第12条第 4 項の改正規定（同条を第24条とする部分を除く。）及び第13条第 2 項第 3 号の改正規定（同条を第25条とする部分を除く。）並びに附則第 3 項中多治見市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成11年条例第37号）第16条第 2 項第 3 号の改正規定 公布の日
 - （2） 別表の改正規定（「（第13条、第13条の 2 関係）」を「（第25条、第26条関係）」に改める部分を除く。）及び次項 平成25年 3 月 1 日
- 2 別表の改正規定（「（第13条、第13条の 2 関係）」を「（第25条、第26条関係）」に改める部分を除く。）による改正後の別表の規定は、当該改正規定の施行の日の属する使用月の翌使用月分の使用料から適用し、同日の属する使用月分までの使用料については、なお従前の例による。
- 3 多治見市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附 則（平成25年 9 月30日条例第29号抄）

- 1 この条例は、平成26年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 第 1 条及び第 4 条から第 8 条までの規定による改正後の各条例の規定中延滞金に関する部分は、延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月24日条例第38号抄）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成26年 3 月24日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 本則の規定による改正後の多治見市下水道条例第34条第 1 項から第 4 項までの規定及び次項の規定による改正後の多治見市延滞金の徴収等に関する条例（昭和40年条例第24号）第 3 条の規定は、この条例の施行の日以後に納期限の到来する多治見市下水道条例第24条第 1 項に規定する公共下水道の使用料及び多治見市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成11年条例第37号）第14条第 1 項に規定する農業集落排水処理施設の使用料（以下「下水道使用料等」という。）につ

いて適用し、同日前に納期限の到来する下水道使用料等については、なお従前の例による。

（多治見市延滞金の徴収等に関する条例の一部改正）

3 多治見市延滞金の徴収等に関する条例の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成29年12月25日条例第34号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。（後略）

（多治見市下水道条例の一部改正の適用区分）

第6条 この条例による改正後の多治見市下水道条例（以下この条において「新条例」という。）第2条、第24条、第25条及び第26条の規定は、施行日以後の最初の定例日（新条例第2条第8号に規定する定例日をいう。以下この条において同じ。）の翌日（当該定例日に公共下水道の使用を開始又は再開した場合にあっては、当該定例日）以後の公共下水道の使用に係る使用料から適用し、同日前までの公共下水道の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成30年9月27日条例第33号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成30年9月27日条例第34号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月30日条例第30号抄）

1 この条例は、令和3年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。（後略）

2 第1条の規定による改正後の多治見市延滞金の徴収等に関する条例附則第4項の規定、第2条の規定による改正後の多治見市介護保険条例附則第7条の規定、第3条の規定による改正後の多治見市国民健康保険条例附則第10条の規定、第4条の規定による改正後の多治見市後期高齢者医療に関する条例附則第1条の2の規定、第5条の規定による改正後の多治見市下水道条例附則第3項の規定及び第6条の規定による改正後の多治見市都市計画下水道事業受益者負担金条例附則第6項の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月24日条例第10号）

1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。ただし、第16条及び第17条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例（第16条及び第17条の改正規定を除く。以下同じ。）の施行の際、現に改正前の多治見市下水道条例第12条第1項の規定による規程（以下「旧規程」という。）の規定により下水道工事指定店の指定（指定の更新を含む。以下同じ。）を受けている者は、改正後の多治見市下水道条例（以下「新条例」という。）第12条第1項の規定による下水道工事指定店の指定を受けたものとみなす。

3 この条例の施行の際、現に旧規程の規定により行われた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定により行われた処分、手続その他の行為とみなす。

別表 下水道使用料金表（第25条関係）

使用区分	料金区分	排水量	金額
一般用	基本料金		1,200円
	従量料金	11立方メートル以上 30立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 130円
		31立方メートル以上 50立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 175円
		51立方メートル以上 100立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 210円
		101立方メートル以上の分	1立方メートルにつき 240円

公衆浴場用	基本料金	1,200円	
	従量料金	11立方メートル以上の分	1立方メートルにつき 40円

備考 この表において「公衆浴場用」とは、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定に基づき入浴料金の統制を受ける公衆浴場を経営する者が、その経営に伴い排除する汚水をいう。